

※ 区 分 支 払 住 与那原町字与那原〇〇番地の〇 を 受 け る 者 所															(受給者番号)														
															(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1														
															(役職名) 氏 名 (フリガナ) ヨナバル タロウ 与那原 太郎														
種 別		支 払 金 額					給与と所得控除後の金額 (調整控除後)					所得控除の額の合計額					源泉徴収税額												
給与・賞与		④内 千円 円 ① 5,900,000					千円 円 4,280,000					千円 円 3,301,344					千円 円 0												
(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人		配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数									
◎有 従有 ◎		㊦ 千円 円		㊧ 人 従人		㊨ 内 ㊩ 人 従人		㊪ 人 従人		㊫ 人 従人		㊬ 人 従人		㊭ 人 従人		㊮ 人 従人		㊯ 人 従人											
○				380,000		1		1		1		1		1				1											
社会保険料等の金額					生命保険料の控除額					地震保険料の控除額					住宅借入金等特別控除の額														
㊰内 千円 円					㊱ 千円 円					㊲ 千円 円					千円 円														
411,344					120,000					50,000					48,900														
(摘要) 前職:よなばる商事 令和6年3月31日退職 支払金額:1,478,700円 社会保険料:104,860円 源泉徴収税額:61,054円 与那原 一郎(非居住者) 与那原 葉子 (H9.11.10生 福岡市××) 与那原 葉子(身体障害者手帳 3級)																													
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		33,000		旧生命保険料の金額		50,000		介護医療保険料の金額		90,000		新個人年金保険料の金額		0		旧個人年金保険料の金額		78,000									
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		1		居住開始年月日(1回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住(特)		住宅借入金等年末残高(1回目)				住宅借入金等特別控除区分(2回目)		②									
		住宅借入金等特別控除可能額		100,000		居住開始年月日(2回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(2回目)				住宅借入金等年末残高(2回目)															
(フリガナ)		ヨナバル マチコ					区分				配偶者の合計所得		230,000		国民年金保険料等の金額		基礎控除の額		旧長期損害保険料の金額		⑤								
氏名		与那原 町子																	所得金額調整控除額										
個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 2																											
(フリガナ)		ヨナバル ハナコ					区分				(フリガナ)		ヨナバル ジロウ					区分				5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号							
氏名		与那原 葉子							⑤		氏名		与那原 次郎																
個人番号		3 4 5 6 7 8 9 0 1 2									個人番号		6 7 8 9 1 0 1 2 3																
(フリガナ)		ヨナバル イチロウ					区分		01		(フリガナ)							区分											
氏名		与那原 一郎									氏名																		
個人番号		4 5 6 7 8 9 1 0 1 2							3 4		個人番号																		
(フリガナ)		ヨナバル フク					区分				(フリガナ)							区分											
氏名		与那原 フク									氏名																		
個人番号		5 6 7 8 9 1 0 1 2							3 4 5		個人番号																		
(フリガナ)							区分				(フリガナ)							区分											
氏名											氏名																		
個人番号											個人番号																		
未成年者		外国人		死亡退職		災害者		乙欄		本人が障害者		寡婦		ひとり親		勤労学生		中途就・退職		受給者生年月日									
																		就職 退職		元号		昭和							
																		○		6 5 1		34 10 10							
支 払 者		個人番号又は法人番号		1 3 9 8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 (右詰で記載してください。)																									
		住所(居所)又は所在地		与那原町字上与那原16番地																									
		氏名又は名称		株式会社 よなばる (電話) 098-945-4477																									

①給与所得控除後の金額(調整控除後)	支払金額に応じて所得税法附表第5により求めた給与等の金額を記載してください。 なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。												
②住宅借入金等特別控除区分	年末調整の際に、適用を受けている(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の区分を記載してください。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>記載方法</th></tr> <tr> <td>一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む。)</td><td>住</td></tr> <tr> <td>認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合</td><td>認</td></tr> <tr> <td>特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合</td><td>増</td></tr> <tr> <td>東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合</td><td>震</td></tr> </table> 上記区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が「特定取得(特別特定取得以外)」に該当する場合には「(特)」と「特別特定取得」に該当する場合には「(特特)」と、「特例特別特例取得」に該当する場合は「(特特特)」と併記してください。	区分	記載方法	一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む。)	住	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認	特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増	東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合	震		
区分	記載方法												
一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む。)	住												
認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認												
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増												
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合	震												
③生命保険料の金額の内訳	従業員が年末調整に提出した生命保険料控除証明書等を基に記載してください。												
④寡婦・ひとり親	各欄について、受給者が該当する項目がある場合に「○」を付けてください。 寡婦とは・・・ひとり親に該当せず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない、次のいずれかに当てはまる人です。(控除額 27万円) ①夫と離婚した後、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後、婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人 ひとり親とは・・・婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)がいる単身者のうち次の要件に当てはまる人です。(控除額 35万円) ①その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと ②合計所得金額が500万円以下であること												
⑤区分	控除対象扶養親族が「非居住者」である場合には、区分の欄の内容に応じて、次のとおり記載してください。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">控除対象扶養親族の区分</th></tr> <tr> <th>居住者</th><th>空欄</th></tr> <tr> <td>非居住者(30歳未満又は70歳以上)</td><td>01</td></tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上又は70歳未満、留学生)</td><td>02</td></tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上又は70歳未満、障害者)</td><td>03</td></tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上又は70歳未満、38万円以上送金※1)</td><td>04</td></tr> </table> ※「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用をうけようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者をいいます。	控除対象扶養親族の区分		居住者	空欄	非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01	非居住者(30歳以上又は70歳未満、留学生)	02	非居住者(30歳以上又は70歳未満、障害者)	03	非居住者(30歳以上又は70歳未満、38万円以上送金※1)	04
控除対象扶養親族の区分													
居住者	空欄												
非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01												
非居住者(30歳以上又は70歳未満、留学生)	02												
非居住者(30歳以上又は70歳未満、障害者)	03												
非居住者(30歳以上又は70歳未満、38万円以上送金※1)	04												
⑥摘要	・扶養親族が与那原町外に居住している場合、被扶養者の名前、生年月日、住所を記載してください。 ・支払金額に前職分を含む場合は、前職の会社名・支払金額・社会保険料控除額・源泉徴収税額を記載してください。 ・障害者控除の適用を受ける場合(本人除く。)は、被扶養者名および手帳名・区分を記載してください。 ・普通徴収を希望する場合は、普通徴収申請書の略語a～fを記載してください。記載のない場合は、特別徴収となります。 ・定額減税に関する事項を記載してください。 実際に控除した年調減税額「源泉徴収時所得税減額控除額」および控除しきれなかった金額「控除外額」を記載してください。 また、合計所得金額が1,000万円を超えてある居住者の同一生計配偶者分を年調減税額に含めた場合は、「非控除対象配偶者減税有」と記載してください。												

※詳しくは、国税庁HP「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」(第2)をご確認ください。